

海外における燃料油規制に関する 海事当局による規制等に係る動向(暫定版)

海事当局による規制・支援 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
<p>(EU指令:2012/33/EC)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2014年6月から、EU港内着岸中の船舶(2時間以内の着岸、陸電使用の場合を除く。)に対して硫黄分0.1%以下の低硫黄燃料油とする規制及び、EU領海・EEZ内の旅客船に対して、硫黄分1.5%以下の低硫黄燃料油とする規制を開始 2015年から北海・バルト海で硫黄分0.1%以下の低硫黄燃料油とする規制(ECA)を開始。 2020年からECA外で(上記を改め)硫黄分0.5%以下の低硫黄燃料油と規制することを規定。 <p>・ 管轄水域において、クローズドループモード以外で硫黄分濃度3.5%を超える燃料を用いてはならない。</p> <p>・ 化学物質を使用するスクラバーの洗浄水は、環境や人間の健康に悪影響を与えないことを船舶管理会社が証明する必要。また、IMOEGCS(スクラバー)ガイドラインの排水基準(「pH6.5以上又は取水と排水のpH差2以内」又は「4m離れた地点でpH6.5以上」)に加え、排水のpHが8.0を超えないこと。</p> <p>(規制執行: Enforcement)</p> <ul style="list-style-type: none"> EU加盟国は、自国に入港する船舶の年間10%に対してECA規制の検査を行っており、2016年1月から燃料油のサンプリング検査を実施。オランダでは、ECA規制の検査を行った4割に対しサンプリング検査を実施。【シンポジウム「2020 global sulphur cap: Implementation and Enforcement」】 <p>(デンマーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年、バルト海で橋上又はドローンに設置された硫黄集臭装置「sniffer」による検査を実施し、12の船社を摘発。【報道】 <p>(ノルウェー)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条約上の規制以上の追加要件等なし【政府関係者ヒアリング】 	<ul style="list-style-type: none"> 調査中

海外動向② 北米(その1)

海事当局による規制・支援 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
<p>(ECA規制)</p> <ul style="list-style-type: none">2015年から北米・北米カリブ海で硫黄分0.1%以下の低硫黄燃料油とする規制(ECA)を開始。 <p>(スクラバー使用に関する上乗せ規制)</p> <ul style="list-style-type: none">ECA内でスクラバーを使用する場合、USCGによる承認が必要(米国籍船以外の場合、旗国政府がUSCGに提案書を提出)。内水域及び五大湖を含む沿岸3マイル以内において、スクラバー排水のpHは6.0以上であること。ただし、操船中及び航行中は取水と船外排水のpH差は2以内でよい。【US EPA「Final 2013 VGP」】 <p>(規制執行: Enforcement)</p> <ul style="list-style-type: none">米コースト・ガードは、2012年8月1日以降、ECA規則に不適合であるとして11隻の船舶を抑留した。【米コースト・ガード】	<p>(各州独自規制)</p> <ul style="list-style-type: none">コネティカット州水域ではスクラバー洗浄水の排水禁止【州法】ハワイ州水域ではスクラバー排水に限らず全ての排水に対し、pH8.1 ± 0.5(元のpHが7.0を下回る海域を除く)、水温差1°C未満、濁度5NTU以下【州法】カリフォルニア州では、Research Exemptionとして許可された場合を除きスクラバーをECA適合の代替手段として認めていない。【州法】

海事当局による規制・支援 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
<p>(中国独自のECA規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年から上海、深圳、広州等11の港で硫黄分0.5%以下の低硫黄燃料油とする中国独自の規制を開始。順次適用範囲を拡大し、2018年1月から、指定された3海域内(環渤海水域,長江デルタ,珠江デルタ)の全ての港、2019年1月から上記3海域内で硫黄分0.5%以下の低硫黄燃料油とする規制を拡大する予定。 <p>(規制執行: Enforcement)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河北海事局、天津海事局、浙江海事局は取り締まりを実施。2017年1月、河北海事局は、検査を行い違反を摘発。天津海事局は、3ヶ月間の取り締まりキャンペーンを実施。2016年4月、浙江海事局は燃料のサンプル検査を行った結果、30隻の違反を摘発。 【報道】 <p>(燃料油切り替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年～2018年にLNG燃料船488隻、19基のLNG供給スタンド、2隻のLNG移動供給船のプロジェクトあり【報道】 	<p>(香港独自のECA規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年7月1日から、香港政府は、香港水域に停泊中の船舶に対して、硫黄分0.5%以下の低硫黄燃料油、LNG等の燃料に限るとする規制を開始。【現地海事関係者からのヒアリング】 <p>(香港当局による取締検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年1月から香港当局は166隻の船舶に対して立ち入り検査を実施。4隻が規制違反。【現地海事関係者からのヒアリング】 <p>(スクラバー使用船舶の事前手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> スクラバーを使用する船舶が香港水域に入域する場合、14日以前に事前申請が必要(有効期間3年)【現地海事関係者からのヒアリング】 スクラバーを使用する船舶が上海港に停泊する場合、上海事務局に事前に報告が必要【現地海事関係者からのヒアリング】

海事当局による規制・支援 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
<p>(LNG燃料船の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> • LNG燃料の供給装置、燃料タンク製作の技術開発などLNG燃料推進船開発計画を策定その他、LNG燃料船に対する取得税を減免。【報道】 • LNG燃料供給システムをモジュール化し、ディーゼル燃料のタンカー、コンテナ船、ばら積み船など3種の船種をLNG燃料船へ改造するための設計技術を2017年までに開発する予定。【報道】 • LNG燃料船に関して、中核技術の研究開発支援(2020年まで)、レトロフィット(バルカー、タンカー、コンテナ船)による新設計エンジニアリング技術開発支援【報道】 	<ul style="list-style-type: none"> • 条約以上の上乗せ規制なし 【政府関係者ヒアリング】

海外動向⑤ シンガポール

海事当局による規制・支援 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
<p>(LNGバンカリング拠点化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 長期的な視点からLNG給油施設拠点の推進に向けた準備を開始。 <ul style="list-style-type: none"> (1)トラックによるLNG供給施設を整備 (2)バンカリングの基準の技術参考資料を作成 (3)LNG燃料船建造に対する補助 (4)港内を運行するLNG燃料船への入港料免除など 【シンガポール海事港湾庁】 • シンガポール港を管理運営しているThe Maritime and Port Authority of Singapore (MPA)はGreen Port Programの一環として、外航船を対象に硫黄分1%以下の燃料使用もしくはスクラバー搭載の船舶に対して港湾税 (Port due) を優遇 (港湾内停泊船25%減免、沿岸バースへの停泊船15%減免)。【シンガポール海事港湾庁HP】 • スクラバーを搭載しているシンガポール籍船に対し、登録料の25%減免、トン税の20%還付。【シンガポール海事港湾庁HP】 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域規制なし <p>【政府関係者ヒアリング】</p>

海外動向⑥ インドネシア その他

インドネシア

海事当局による規制 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
(2020年の船用燃料油規制) ・ 2014年、船舶に対して2020年から硫黄分0.5%以下の低硫黄燃料油と規制することを規定【インドネシア運輸省】	

オーストラリア

海事当局による規制 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
(シドニー港内停泊中のクルーズ船に対する規制) ・ 2015年10月1日から、シドニー港内停泊中のクルーズ船に対して、硫黄分0.1%以下の低硫黄燃料油とする規制を開始。LNG等の代替燃料の使用やスクラバーの搭載により対応することを許容。今後、このクルーズ船に対する規制を他の船種へ拡大することを予定。【オーストラリア環境保護局】	

パナマ

海事当局による規制 (内容及び執行状況)	地域上乗せ規制
条約以上の上乗せ規制なし 【政府関係者ヒアリング】	条約以上の上乗せ規制なし 【政府関係者ヒアリング】